

魚津市告示第108号

魚津市行財政改革推進協議会設置要綱の一部改正について
魚津市行財政改革推進協議会設置（平成31年魚津市告示第10号）の一部を
次のように改正する。

令和5年6月29日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部長、民生部長、産業建設部長、<u>教育委員会事務局長</u>、議会議務局長、<u>上下水道局次長</u>、企画部企画政策課長、総務部総務課長、総務部財政課長</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条―第7条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部長、民生部長、産業建設部長、議会議務局長、企画部企画政策課長、総務部総務課長、総務部財政課長</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条―第7条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。